

市内指定居宅介護支援事業所管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算（令和6年度後期分）について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記について、次のとおり令和6年度後期分の特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書の作成及び提出時期となります。つきましては、すべての居宅介護支援事業所において、高齢者事業推進課ホームページから「2. 適用状況に係る報告書及び別紙（令和6年度後期用）」をダウンロードの上、作成してください。

作成の流れについては、「フローチャート（P. 2）」の通りです。

提出書類については、「提出書類一覧（P. 3）」より御確認ください。

**期限までに報告書等の提出がない場合は、正当な理由があったとしても減算が適用され
ます。必ず期限までにご提出ください。**

提出期限 令和7年3月15日（土）【厳守】

提出方法 オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）にて電子申請

※3月14日（金）閉庁後（17:15～）の市役所への直接持込はできません。

（土日は閉庁日となります。）

**※やむを得ず郵送する場合、後納郵便等、消印が確認できないものについては、
十分余裕をもって御提出ください。**

なお、厚生労働省から平成28年5月30日に通知が出ているとおり、本市では当面の間、通所介護、地域密着型通所介護を分けて計算する方法と、合算する方法どちらでも可能とします。合算する場合、**報告書②**の通所介護の欄にある「地域密着型通所介護を合算して居宅サービス計画数を算出していますか。」について「はい」を選択してください。

<高齢者事業推進課ホームページ URL>

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000036049.html>

詳しくは、同ホームページ内「事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン」を御確認ください。

注意

- ・ **位置付けた居宅サービス計画数が1件であるため、紹介率最高法人の紹介率が100%になる場合
も、報告書の提出は必要です。**
- ・ 報告書について、誤って神奈川県宛てに送付してしまったケースが見受けられました。川崎市内
に所在する事業所については、川崎市宛てに送付してください。

フローチャート

ホームページの「2. 適用状況に係る報告書及び別紙（令和6年度後期用）」の「報告書②」において、各サービスの（3）における集計結果である「C」欄のうち、いずれか1つでも80%を超えていますか。

1、はい

2、いいえ

特定事業所集中減算の「正当な理由」に該当しますか。
※ ホームページの『3. 「正当な理由」の判断基準』より御判断ください。

現在、特定事業所集中減算が適用されているが、令和6年度後期分から解消する、もしくは現在並びに令和6年度後期分も特定事業所集中減算が適用されていない。

「正当な理由」の
いずれかに該当する

「正当な理由」の
いずれにも該当しない

【A】正当な理由あり
提出書類の内容について、「正当な理由」に該当するか審査を行います。

【B】正当な理由なし
「正当な理由」のいずれにも該当しないことが明白な場合は、減算適用となる旨を記載し、川崎市に提出してください。

【C】令和6年度後期分は特定事業所集中減算が適用されない場合

報告書の川崎市への提出は不要です。

※ 作成した報告書は、事業所内で5年間保管してください（別紙についての記入は必要ありません）。

※ 期限までに報告書等の提出がない場合、たとえ正当な理由があったとしても、減算が適用されますので御注意ください。

審査結果の通知については、4月中旬～下旬を目処に発送します。

- また、**【A】正当な理由あり**の場合で、審査の結果、正当な理由として認められず、報酬体制が変わる場合には、同通知により「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を川崎市に提出していただくよう、依頼する場合があります。
- 報告書及び別紙提出の際には、必ず控えをとっていただくとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所内で保管してください。実地指導等の際に確認させていただきます。

提出書類一覧

オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にて電子申請してください。

※フローチャート（P. 2）の【A】【B】【C】より御確認ください。

※やむを得ない事情の場合のみ郵送による申請を承ります。

1、80%を超えた場合

【A】 正当な理由あり

- ① 特定事業所集中減算の適応状況に係る報告書（令和6年度後期用）

※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** を御提出ください

- ② 報告書（別紙）

※サービス毎に1部ずつ作成してください。

- ③ 居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書（正当な理由ケース5で報告する場合）

【B】 正当な理由なし

- ① 特定事業所集中減算の適応状況に係る報告書（令和6年度後期用）

※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** を御提出ください

- ② 報告書（別紙）

※サービス毎に1部ずつ作成してください。

- ③ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ④ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

③～④については、
特定事業所集中減算適用
となる旨を記載して
ください。

2、80%を超えていない場合

【C】 現在、特定事業所集中減算が適用されているが、令和6年度後期分から解消する、もしくは現在並びに令和6年度後期分も特定事業所集中減算が適用されていない場合

川崎市への提出書類はありません。

作成した報告書は事業所内で5年間保管してください。

提出先

↓やむを得ない事情で郵送でのご提出の際は、このラベルを切り取り使用してください

〒 2 1 0 - 8 5 7 7

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

【特定事業所集中減算報告書 在中】

(高齢者事業推進課事業者指定係 担当)

電 話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 4 6 9

F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 6